

令和 6 年 2 月定例会 総務委員会（付託）

令和 6 年 2 月 26 日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その 3））

- 議案第63号 令和 5 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）

【追加提出予定議案】（説明資料（その 4））

- 議案第91号 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【報告事項】

な し

桑田警務部長

私からは、総務委員会説明資料（その 3）の令和 5 年度一般会計 2 月補正予算案及び総務委員会説明資料（その 4）の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたします。

総務委員会説明資料（その 3）の 3 ページ、歳入歳出予算総括表を御覧ください。

2 月補正予算案では、総額で 4 億 1,686 万 4,000 円の増額補正をお願いしております。

次に、4 ページを御覧ください。

主要事項について御説明いたします。

まず、1 段目の計画調査費と 2 段目の公安委員会費については補正はございません。

次に、警察本部費は職員の給与に必要な経費として、総額で 8 億 3,756 万円の増額、警察施設費は工事費等の不用額など、総額で 6,356 万円を減額、運転免許費は高齢者講習や運転技能検査などの委託経費及び運転免許証作成に必要な消耗品等の不用額など、総額で 2 億 9,300 万 9,000 円を減額、恩給及び退職年金費は支給対象者が減少したことにより 157 万 5,000 円を減額、次に、警察活動費は通信回線料や駐在所報償費等の不用見込額を減額して、総額で 6,255 万 2,000 円を減額するものであります。

続きまして、5 ページを御覧ください。

繰越明許費について御説明いたします。

繰り越す事業は、交番、駐在所等整備事業費としまして 2,994 万 6,000 円、警察署整備事業費としまして 3,933 万 3,000 円、交通安全施設整備事業費としまして 1 億 9,590 万円でご

ざいまして、計2億6,517万9,000円を計画に関する諸条件により繰り越すものであります。

続きまして、総務委員会説明資料（その4）を御覧ください。

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

本改正につきましては、国家公務員について、令和6年能登半島地震に対処するため、災害警備等に従事した場合の特殊勤務手当の額等が定められたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、同様の措置を講ずるものでございます。

特例の新設により、本県の警察職員が令和6年能登半島地震により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において作業に従事したときは、その業務等に応じて、資料記載のとおり特殊勤務手当が増額支給されるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行することとし、令和6年1月1日に遡り適用することとしております。

以上、令和5年度2月補正予算案及び徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井企画・サイバー警察局長

報告事項はございません。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。

なお、ただいま説明のありました、議案第91号、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてにつきましては、去る2月20日の議会運営委員会において、本日の委員会で十分審議の上、議案提出予定の3月11日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井下委員

私からはスマートポリスについてお伺いいたします。

事前委員会で、社会的に反響の大きい重要犯罪の認知件数が増えているということでございました。県警察には、検挙と防止の両輪で取り組んでもらいたいと思っております。

県民の皆様にも犯罪や事故の情報を正確に把握し、事件事故に遭わないよう予防に努めてもらいたいと思いますが、昨年1月から県警で、徳島安全安心アプリ、スマートポリスの運用が開始されました。私も使っているのですが、インストールすると県警から不審者情報とか交通事故とか事件とかいろいろと通知されるほか、痴漢対策とか防犯ブザー機能、ボタンを押すと痴漢ですとか声が出ないときに助けてくださいとか表示されるということで便利な機能だなと思っております。

そこで、お伺いしたいのですが、このアプリは幾らの予算が掛かっているのかとか、どういった経緯で導入されたのか。また、登録されている件数を教えていただきたいと思います。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

県警察では、県民の防犯意識の醸成、自主防犯活動の活性化を主な目的としまして、令和5年1月から徳島安全安心アプリ、スマートポリスを運用しているところでございます。

御質問のアプリの経費については、運用を開始した令和4年度に、アプリ開発費及び運用費として約1,000万円を支出し、本年度以降は、運用費として毎年度300万円強が必要となる見込みでございます。

次にアプリを導入した経緯でございます。

スマートフォンの普及拡大など県民の生活様式の変化に伴い、それまで犯罪情報等の発信に使用していた県警ホームページや安心メール等の効果を見直し、より有効な情報発信手段として決定したものでございます。

スマートポリスの導入により、若年層から高齢者まで幅広い世代への情報発信や防犯ブザー機能等による実質的な被害防止などが期待でき、犯罪予防性の高い生活環境が創出できるものと考えております。

最後に最新のアプリ利用者数、インストール数でございますが、令和5年1月の運用開始以降、継続して増加しており、令和6年1月末現在で9,737人となっております。

井下委員

まだ1万人弱ということで、県民でいうと70人に一人くらいです。恐らく、今知っていた委員の皆さんは、この後登録していただけたと思います。このスマートポリスの利用者が多くなればなるほど、子供や女性等の安全対策に効果が上がると思っております。

一方で、このアプリの機能や有効性を知らない県民の皆様もたくさんいると思います。

今年度、私は監査委員をやらせてもらっているのですが、一緒に回っている岡崎代表監査委員は、どこの高校にもチラシを持って行って、こういうのがあるので子供に是非と言ってくださっておりましたので、私も一役買わなければと思い、今日この質問をさせてもらっています。

それと同時に、学校に行って話を聞くと先生もまだ知らない方が結構いらっしゃいました。こんな中で、特に、児童、生徒、保護者、学校関係者に対するアプリの普及拡大は必要不可欠だと思っておりますが、普及拡大について、どのように取り組まれるのかお伺いします。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

委員の御指摘のとおり、防犯アプリにつきましては、利用が増えるほど、子供や女性等の犯罪被害防止や地域住民の安全対策に効果が上がるものと認識しております。

現在、警察が実施している各種防犯キャンペーン等の機会を通じて、県民への周知を

図っているほか、様々な広報媒体を利用したり、関係機関等に働き掛けをして利用者の拡大に努めているところでございます。

また、児童や保護者、学校関係者への更なる利用拡大を図るため、県教育委員会と連携して、教職員、生徒に対する広報チラシの配布、入学式等における保護者説明会、誘拐防止、非行防止教室等での啓発等を実施しているほか、現在、安心メールを利用している保護者等に対しまして、スマートポリスの利用もお願いしてまいります。

井下委員

是非、普及拡大に取り組んでいただきたいと思います。毎年300万円と、割と掛かっているのをお願いしたいと思います。

それと意見なんですけれども、私もスマートポリスを入れておりまして、しばらく使っていますと、不審者情報やいろいろな情報にタイムラグがあるんです。交通事故の情報だと、1月に起きた、私の地元であった事故が上がってなかったりとかしています。

それと、高校の女性の先生から、不審者情報をリアルタイムに上げてもらえるとすごく助かるということでございました。外部委託しているということなので、業者とのやり取りもあると思いますが、できるだけリアルタイムで情報発信を心掛けていただけると、より使いやすいなと思っておりますので、是非、お願いをしておきます。

スマートポリスや携帯等を使ってどんどんやっていただく一方で、今、交番の再編とかもたくさんやっていただいております。やはり一番良いのは、警察と県民とのリアルな距離感だと思っております。今後、警察の方がより身近に感じるような取組をやっていただきたいと思います。以前から言わせていただいておりますけど、できるだけ田舎のイベントに出ていただくとかお付き合いしていただくようなことを、最後の委員会ということでお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

沢本委員

先日の新聞報道で、半田病院をサイバー攻撃した国際ハッカーが集団摘発されたという報道がございました。

近年、科学技術の急速な発展によりまして、県民生活の利便性が向上する裏側で、国内外でサイバー事案が発生いたしております。

実際、昨年、県内で発生しましたインターネットバンキングを通じた不正送金の被害額も、2013年以降、過去最悪であったとの報道もございます。サイバー空間を利用した犯罪の脅威がますます身近になってきていると実感しているところです。

こういった事案対処のために、県警察では、令和5年4月から企画・サイバー警察局の設置運用が始まったと承知しております。設置後、間もなく1年がたとうとしますが、企画・サイバー警察局の実績について、検挙件数や検挙内容について教えていただけたらと思います。

笠井企画・サイバー警察局長

サイバー犯罪への対処につきましては、警察組織全体に関わる重要な課題であると認識しております。昨年、新設されました企画・サイバー警察局には、人的、物的な基盤を整

備し、サイバー犯罪に関し、捜査や各種の防犯施策等の業務を一元的に運用してきたところであります。

昨年中の県下のサイバー犯罪の検挙件数につきましては、不正アクセス禁止法の違反や詐欺等の事件で51件、前年比プラス6件を検挙しております。

主な検挙事件としましては、中国人グループによるキャッシュレス決済を不正利用してコンビニから商品をだまし取る手口の詐欺等の事件で、だまし取った商品の処分行為に関わった中国人4人を逮捕したほか、不正送金や特殊詐欺等に用いられる口座の不法譲渡に係る犯罪収益移転防止法違反事件を複数検挙しております。

このほか、特殊詐欺事件をはじめ、各種事件の着手時の現場支援やスマートフォン等の電子機器の解析、また、違法収益となる暗号資産の追跡等の捜査支援業務をサイバー局員が担い、成果を上げているところでございます。

今後も、このような社会情勢を反映した県民生活を脅かす悪質なサイバー犯罪に重点を置き、捜査を推進してまいりたいと考えております。

沢本委員

デジタル社会に潜む脅威に対応していくために、官民で連携した被害の防止策を進められることが肝要かと思えます。関係機関や被害に遭った企業からの警察への通報や相談がスムーズにされるような協力体制の構築も必要不可欠かと思われます。

サイバー犯罪に対して、県下一体となって対処できますよう、官民連携という観点では、どのような取組がなされているのでしょうか。この点についても伺います。

笠井企画・サイバー警察局長

官民連携という御質問です。

県全体のサイバーセキュリティ水準の向上には、警察だけでなく、県内において活動する業種、業界を問わない多様な主体との連携が不可欠であると認識しております。

県警察におきましては、昨年7月、県内の幅広い業種、業界の企業、団体に構成する徳島県サイバーセキュリティ協議会を発足させ、官民の連携を図れる体制を整えたところでございます。

また、協議会発足後は、医療機関等の対策強化を図るため、昨年8月、県医師会、知事部局、県警察の3者間で、医療機関等サイバーセキュリティ共同対処協定を締結し、医療機関に対するセキュリティ点検やランサムウェア事案発生時の対処訓練を実施したところでございます。

さらに、昨年9月には、県内の中小企業事業者等の対策強化を図るため、県内商工3団体と知事部局、県警察、そして、国全体のサイバーセキュリティ対策を担う独立行政法人情報処理推進機構、通称IPAとの6者間で、サイバーセキュリティに関する連携協定を締結し、この連携に基づき、サイバーセキュリティに関する講習会を開催しております。

現在も、協議会の枠組みや協定に基づき、官民が連携して、県全体のサイバーセキュリティ意識の向上に努めているほか、協議会等を通じ、警察の通報窓口の周知を図るなど、県民が相談しやすい環境整備を進めているところでございます。

サイバー空間の脅威に対処していくためには、こうした官民連携は不可欠であり、今後とも関係機関、団体等と連携した施策の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

沢本委員

企画・サイバー警察局が主となって、官民連携での対策を進めていただきたいと思います。

私は、これまで総務委員会で何度か特殊詐欺事件等を取り上げさせていただきましたが、今回はサイバー空間を取り上げさせていただきました。

県内で高齢者を中心にいろいろな被害が広がっております。特に特殊詐欺におきましては、今年1月末で被害件数10件、被害総額は約7,000万円に上るという状況でございます。

県警察におかれましては、今後とも犯人の検挙はもとより、未然防止の啓発活動や関係機関等との連携など、検挙と防止の両輪で対策を進めていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

東条委員

皆さん言われていますけれども、事前の総務委員会の説明資料で、昨年の刑法犯認知件数が増加していると記載されていたのですけれども、刑法犯認知件数について、ここ最近の状況、どんな犯罪が増えているのか、そして、それがどんな理由で増えているのか、教えていただけたら有り難いです。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

県内の刑法犯認知件数でございます。

令和5年中は2,673件、前年比で417件、18.5%の増加でございました。刑法犯認知件数は平成15年の1万2,369件をピークに減少し、令和元年是3,111件、令和2年は2,414件、令和3年は2,362件、令和4年には過去最少の2,256件となりましたが、令和5年は、新型コロナウイルス感染拡大期前となる令和元年の約9割まで増加いたしております。

増加の要因といたしましては、新型コロナウイルスの五類移行に伴い、社会活動が活発化したことなどが背景として挙げられると考えております。

なお、令和4年と比較して自転車盗等の街頭犯罪が約5%増加しているほか、殺人や性犯罪等の重要犯罪が倍増したところでございます。

東条委員

事前の総務委員会では、先ほど井下委員からも言われましたが、本部長から重要犯罪が大幅に増加したというようなことが言われています。これについて、担当者の方に聞きましたら、不同意性交や不同意わいせつが増加していると。先ほども言われましたけれども、これは昨年、法改正がされたことによる影響があるのでしょうか。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

重要犯罪の認知件数等でございます。

認知件数のうち、不同意性交等や不同意わいせつの性犯罪が23件と令和4年比で倍増いたしており、重要犯罪の約6割を占めているところでございます。

昨年7月、性犯罪に的確かつ厳格に対処することを目的として刑法等の一部が改正され、強制性交罪が不同意性交等罪に、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に名称変更され、同意のない性行為等は犯罪になり得るなど、処罰要件が拡大されたところでございます。

認知件数の増加は、県民の性犯罪に対する意識の変化や改正法の施行なども要因であると考えております。

東条委員

私も、不同意という言葉になって分かりやすくなってよかったなと思っているのです。

今回の法改正で、被害届の受理に関して何か判断基準が変わったとか、対応が変わったということはあるのでしょうか。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

性犯罪に関して、被害の届出がなされた場合には、被害者の立場に立ち、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除いて、即時に受理することとしており、従来といささかも変わるものではございません。

県警察においては、昨年7月の改正法の施行に伴い、本職以下が県下10警察署へ巡回し、被害届の即時受理の徹底、改正法の的確な運用等について指導を実施したほか、各種会議においても、同様の指導を繰り返し実施しているところでございます。

東条委員

これまでと判断も対応も変わっていないということによく分かりました。

ですけれども、性犯罪に対しては、捜査員の誤った認識がまだまだあると懸念をしております。例えば、ホテルに一緒に行ったんでしょうとか付いていったから合意があったんでしょうとか、声も出してないし、抵抗をしたような状況もないというようなことを言われるんです。

捜査員自体がこのような認識であれば、被害者に二次被害を起こしてしまい、法律が改正になったとしても、根本の解決にはなっていないと思うのです。

今後、二次被害も踏まえて、捜査員の指導をしっかりとやっていただきたいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

高橋刑事部長

今、委員からもありましたような、ホテルに一緒に行ったのではないとか、同意があったのではないかについては、もとより同意のない性行為が犯罪になるんだと刑事企画課長が申し上げました。

ジャーナリストであるとか自衛官であるとか女性の性被害について国民的に認識が高まっているというのが事実でありまして、それに伴って法改正があったと認識しております。

す。

県警察においても、改正法の趣旨であるとか国民の意識変化を踏まえて、捜査員に対して継続的な指導を行って、対応に努めなければなりません。

被害届の即時受理は、今までと変わるものではございません。更にそういったところを気を付けなければならないということであります。

刑事企画課長が答弁しましたとおり、去年の7月13日の改正法施行後、速やかに捜査員に対する教養を行って、受理時の説明により、被害者に警察が届出の受理を拒んでいるんじゃないかというような誤解を生じさせないように徹底しております。

また、性犯罪の届出をしやすい環境づくりにおきましても、警察官の対応のみならず、性犯罪の捜査を担当する女性警察官を配置しております。現在、性犯罪指定捜査員は県内に26名おりますけれども、うち16名が女性であります。被害者の希望する性別、男性がいんだという場合も当然、希望としてはあり得るもので、また性犯罪は男女にかかわらずそういう被害に遭う可能性もあるので、警察官の対応等、捜査段階における被害者の精神的負担の緩和、プライバシー等いろいろな配慮をしております。

さらに、緊急避妊等に対する経費、精神科医とか臨床心理士の診察、カウンセリング等を受けた場合には県費で負担しております。

性犯罪被害者への適切な対応は、捜査員の対応や県警察の施策のみならず、県、医療機関、また公益社団法人徳島県被害者支援センター、こうしたところの連携が不可欠であります。

引き続き、委員から御指摘もありました、捜査員に対する教養であるとか、各種施策を含め、性犯罪への適切な対応に努めてまいりたいと思っております。

東条委員

真摯な回答を頂いてうれしいです。

性被害については、やはり女性が多いですけれども、最近、男性アイドルのグループからも被害の申告というのもありました。本当に男女を問わず大きな問題となっているというのが現実でございます。

県警察におかれましては、なかなか声を出せない事案ということもありまして、勇気を出して届出をするという被害者の気持ちに立って、しっかり受け止めていただいて、被害者に寄り添った対応をしていただくように、それと、今後、加害者対策も含めて考慮していただけますように要望して、私の質問を終わります。

川真田委員

私からは、阿波吉野川署の庁舎整備についてお伺いいたします。

さきの代表質問において、本部長から基本構想策定を進める中で、現在地における整備上の課題等を改めて整理するとの御答弁を頂いたところでございます。この点も踏まえて、今後のことについてもう少し詳しく質問させていただきたいと思います。

まず、基本構想策定支援業務の内容についてでございます。

基本構想策定に当たっては、耐震性やセキュリティ対策のほか、必要な設備や規模、スケジュールなどについて検討するというものであります。そして、来年度の予算案の

中で、この支援業務1,299万1,000円、約1,300万円の予算を計上していただいております。結構大きな額でございますが、この支援業務は、どのような事業者に対して、また、どのような支援を受けようとしているのか、また、委託期間の想定などがありましたらお教えいただけたらと思います。

前川警務部参事官兼総務企画課長

基本構想策定業務の内容について御質問を頂きました。

阿波吉野川警察署庁舎整備に係る基本構想では、新庁舎が備えるべき性能や規模のほか、民間活力の導入を含む整備手法や事業スケジュールなどを検討、整理することとしており、今後の庁舎整備の礎となる非常に重要な作業であると認識しているところでございます。

基本構想の策定は、県警察が主体となって行うものですが、建築や整備手法などの専門的な事項につきまして、コンサルタント事業者等の支援を得るため、来年度予算案の中で関係経費を計上させていただいているところでございます。予算案を議決いただいた後には、速やかに募集公告を行い支援事業者を決定いたしたいと考えております。委託期間につきましては、来年度末、令和7年3月までを想定しているところでございます。

川真田委員

今回の能登半島地震を受けて、なおさらのことですが、阿波吉野川署の整備が遅れるようなことがあってはならず、一刻も早い完成を目指してほしいところでございます。

委託期間の想定について、来年度末、令和7年2月や3月までの委託期間を想定されておりますが、このタイミングで中身や課題が抽出された場合に、今後の予算や事業に反映しようとするならば、そこでまた遅れが生じてくるものと懸念をいたします。

早期整備に向けて、前かきでどんどんと進めてほしい気持ちがあるんですが、いつまでに課題整理をするおつもりなのか、もう少し具体的なスケジュールを教えていただければと思います。

前川警務部参事官兼総務企画課長

現在地の課題整理をいつまでに行うのかといった御質問でございます。

さきの本会議において本部長が答弁しましたとおり、現在地の傾斜が急であることや敷地への動線などにつきましても、阿波吉野川警察署の庁舎整備に向けた課題であり、また、能登半島地震における道路などのインフラ途絶の影響といったものも新たに検討材料とすべきものと認識しております。

そこで、基本構想の中では、現地建て替えにおける整備上の課題や現地建て替えと移転建て替えとの比較なども検討整理したいと考えているところでございます。

また、支援業務につきましても、これらの点について中間報告を受けることを想定しており、報告内容も踏まえまして、来年度半ばにも課題等についての県警察としての考えを本委員会に御報告したいと考えております。

今回の能登半島地震の被災状況を見まして、改めまして、同署の庁舎整備を遅らせることはできないと認識したところであり、引き続き、早期の整備に向けて全力で取り組んで

まいります。

川真田委員

今、答弁の中で、現地建て替えと移転建て替えとの比較という答弁がございました。

まず、移転の可能性をお持ちなのでしょうか。もちろん、専門的な知見や結果が出ないことには何とも言えないと理解できますが、もし、移転を考えているのであれば、候補地等も既に選定されていたりするのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

前川警務部参事官兼総務企画課長

庁舎整備場所の変更の可能性は有り得るのかといった御質問でございます。

現地建て替えにつきまして様々な課題がある中で、県民の利便性、災害対応の観点や経費、スケジュールの観点から、当然、移転建て替えとの比較をした上で整備を進めるべきと認識しております。

また、現在地との比較対象については未定ですが、県負担や早期整備の観点から、公有地を中心に活用可能な用地を抽出、検討すべきものと認識しているところでございます。

川真田委員

いずれにせよ、市民の皆様は早期の整備を望まれておりますので、よろしく願いしたいと思います。

先ほど、来年度の半ばには課題を整理していただけるということでありましたので、私の中では9月、10月には方向性が出るものと期待をさせていただきたいと思います。

引き続き、検討を加速させていただき、早期の完成を目指して取り組んでいただきたいと思いますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

扶川委員

2月22日に蜂須賀家のお墓が倒されて損壊するという事件が報道されました。

報道を見る限りでは、目撃者が防犯カメラではどうも見付かっていないみたいで、検挙も難しい可能性があるのではないかと思いますのです。

実は昨日、私の事務所も空き巣に入られまして、他人事じゃないんです。たまたま駐車場に向けた防犯カメラがあったので、そのSDカードを今、板野署に提供しております。

県警設置の防犯カメラは、今どの程度あるのでしょうか。また、民間が設置し、県警が把握している台数が分かったら教えてください。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

防犯カメラにつきましては、犯罪の未然防止はもとより、犯罪発生時の対応や被疑者の検挙に極めて有効なものと認識しております。

県警察では、地域住民の要望等を踏まえて、学校周辺や通学路、子供が集まる公園など必要と認めた場所に合計58基の防犯カメラを設置しております。これらは、国の交付金や関係団体の資金を活用して整備したものでございます。

また、県内のスーパーやコンビニ等に設置されている民間の防犯カメラにつきまして

は、本年1月末現在、約2,600か所、約1万6,500基を把握しているところでございます。

扶川委員

今回の事件現場には、防犯カメラはなかったのですか。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

今回の事件現場への設置についてです。

個別の事件捜査に関することであることから答弁については差し控えさせていただきます。

一般論としまして、防犯カメラの画像につきましては、被疑者の特定や犯行の立証に有効であることから、県警察においては、事件認知後、直ちに現場やその周辺における防犯カメラ画像の収集、分析に努めているところでございます。

扶川委員

今度のお寺は、2001年にも墓石がなくなる事件があつて未解決だということです。このときに防犯カメラを設置していれば、今回、解決につながったかもしれませんね。

プライバシーの問題は大事ですけども、県民の安全・安心のために、防犯対策を主導する警察として主導して防犯カメラを設置するよう、特に民間に対して、あるいは公共機関に対して働き掛けをするべきだと思うのですが、どのようなお考えですか。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

さきの答弁のとおり、犯罪の未然防止や被疑者の特定、犯行を立証するには、防犯カメラの普及拡大が有効と認識しているところでございます。

一方で、警察での整備には限りがあることから、自治体や教育委員会等に対しまして、学校周辺や通学路等への設置を働き掛けているほか、民間事業者や商店街等に対し、店舗内や周辺道路等への整備を働き掛けているところでございます。

また、県警察が実施する各種会議や防犯指導等において、防犯カメラの有効性等を説明の上、設置を促しています。

扶川委員

プライバシーに配慮するということがあるから、私も公営住宅の駐車場に窃盗があつたりするから設けてくれとか、駐輪場に自転車泥棒があるから設置してくれと、市町村に働き掛けても、なかなか積極的に受け止めてくれない。やっぱりプライバシーということをおっしゃるんです。

県警としてプライバシーの配慮も含めて、防犯カメラ設置に関するルールがあるのであれば、そういう情報を市町村や民間と共有していくべきだと思うのですが、ルールがあるのかどうか、共有をしていただける方針をとっていただけるのかどうかお尋ねします。

田村生活安全部参事官兼生活安全企画課長

防犯カメラの設置に際しましては、撮影データの適切な管理、プライバシーの保護に配

慮した撮影方法等が重要と認識しております。

県警察では、防犯カメラの設置に関する内部規定を設けて、管理責任者を明確にするとともに、運用方法等を具体的に定めて、撮影された画像データの厳格な取扱いに配慮しております。

御指摘のとおり、防犯カメラの普及拡大は県や自治体等、関係機関の協力が必要であり、今後も設置に向けた働き掛けを行うとともに、相談等があった場合につきましては、必要な助言に努めてまいります。

扶川委員

ここで詳しく設置のルールについてお尋ねするつもりはありませんので、どんなルールになっているのか、また参考までに資料を頂けたら有り難いです。

それと、私は元共産党の議員をやっております、今は無所属ですけど、公安警察による盗撮事件なんてことで、共産党時代に大きな問題になったことを記憶しております。

特定の団体を捜査対象にするような、思想、信条の自由を侵すようなことは絶対にあってはならんことですから、その辺もきちんとルール化し、捜査のために積極的に活用できる環境を整えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

眞貝委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。許可を頂きありがとうございます。

それでは総務企画課にお聞きします。

新規事業の阿波吉野川警察署整備事業について、令和6年度当初予算に2,448万7,000円が計上されております。現警察署は、前身の川島警察署から町村合併で吉野川警察署、同じく市場警察署から阿波警察署へと名称変更がなされ、そして組織改編で阿波吉野川警察署と看板を書き換えられました。築58年を経過し老朽化もさることながら、手狭なため、ちょっとした相談のスペースも確保できず、ロビーの長椅子で行っているのが現状です。待ちに待っていたと、職員をはじめ両市の市民の皆さんは喜んでおられることと思います。

昨年、阿波吉野川警察署の建て替え整備について公表され、その後に阿波市と吉野川市に説明に行かれたときなどに両市議会をはじめ、市民の皆様からどのような要望があったのかお聞かせください。

前川警務部参事官兼総務企画課長

阿波吉野川警察署整備に関する市民等からの御要望等についての御質問を頂きました。

阿波吉野川警察署は、建築から58年が経過しまして、老朽化、狭隘化^{あい}が顕著となっております。治安維持や災害対応の観点はもとより、議員が御指摘の住民対応といった点からも、新庁舎を早期に整備する必要があると考えております。

同署の整備に関しましては、これまで地域住民等からも、早期整備を求める御意見を多く頂いているほか、現在地の傾斜や動線などの建築上の課題であったり、現在の同署本庁舎にはない武道場の設置など幅広い御意見を頂戴しているところでございます。

岡田（晋）議員

昨今警察官の応募者が少ない現状があります。多くの若者が憧れる警察官としての働く場、すなわち職場環境を今までにない発想で作ってもらいたいと思います。

今議会の説明資料では、警察力を最大限に発揮できる性能、機能を有した新庁舎整備を早急に実現するため、最新の民間の知見やノウハウを導入して基本構想策定業務等を実施するとあります。さて、民間の知見やノウハウをどういった形で基本構想策定業務に生かしていくのかお聞きします。

前川警務部参事官兼総務企画課長

民間の知見やノウハウを基本構想策定にどのように生かしていくのかといった御質問でございます。

さきの川真田委員への答弁と重複する部分がございますが、阿波吉野川署庁舎整備における基本構想策定支援業務では、民間の知見やノウハウを活用した庁舎整備の観点から、建設や整備手法などの専門的な事項につきまして、コンサルタント事業者等の支援を受けることといたしております。

この支援の内容について具体的に申し上げますと、来庁者の利便性等に配慮したユニバーサルデザインや庁舎の環境性能といった近年の行政庁舎に求められる機能や設備のほか、DB、設計施工一括発注方式やPFI方式等の想定される整備手法やモデルプランの検討等に対する助言、提案等を想定しているところでございます。

岡田（晋）議員

警察業務に関わる事柄に関して民間事業者の支援も当然ながら必要だと思いますが、先ほど申しました憧れる職場としての警察署を造るため、職員からの意見やアンケート、そして両市の議会や警察署を利用される市民からの知見をお聞きすることも大事だと思いますが、お考えをお聞かせください。

前川警務部参事官兼総務企画課長

新たに整備します警察署の庁舎につきましては、警察力を最大限に発揮できる性能や機能が求められるほか、職員にとって実用的な庁内動線や事務室等の設置が必要であると認識しております。

また、利用しやすい来庁者駐車場の設置や十分な相談スペースの整備など、庁舎を御利用いただく地域住民にとって利便性の良いものとする必要があると考えております。

今後、基本構想などで具体的な整備計画を策定するに当たりましては、同署員はもちろん、将来を担う若手職員の意見などを整備に生かしてまいるほか、市議会をはじめ、同署を御利用いただいている地域住民の方々にも、引き続き丁寧な説明に努め、様々な御意見、御要望等にもしっかりと耳を傾けてまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

多くの方の意見をお聞きし、より良い警察署を造っていただきたいと思います。

私が学生時代の4年間を過ごした石川県で、1月1日に発生した能登半島地震は突然の出来事でした。被災された方々の思いを特に身近に感じております。

今回の地震を教訓に、県民の皆さんが頼りにしている警察署が地震で倒壊することがあってはなりません。現警察署建物は、県が所有する災害時に防災拠点となる146の施設のうち、唯一、耐震基準が満たされておらず、早急な建て替えが必要です。その事業の計画実施年度について、来年度は基本構想策定、次年度は実施設計と工事着手になるのでしょうか。また、先ほどの答弁の中で移転の可能性もあるとのことでしたが、仮に移転する場合には、工期に遅れが生じることがあるのでしょうか。具体的な事業実施予定をお聞きます。

前川警務部参事官兼総務企画課長

事業実施のスケジュールについての御質問でございます。

この予算措置を認めていただけました後は、まず、令和6年度には、民間事業者の支援の下、新庁舎整備に係る基本構想を策定いたします。

また、令和7年度以降につきましては、阿波吉野川警察署の整備事業費の規模が10億円を超える見込みであることから、県の規定に基づきまして、PFI手法導入可能性調査を実施し、整備手法を確定させました後、入札公告や事業契約の締結に向けた取組を進めていく方針でございます。

現時点におきましては、庁舎の規模や整備手法等が未定であるため、整備の期間につきまして正確にお示しすることは困難でございますが、参考までに申し上げますと、徳島中央警察署整備事業では、基本構想の策定開始から庁舎完成まで通算7か年を要しているところでございます。

先ほど、現地建て替えと移転建て替えとの比較などについても申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、同署の庁舎整備に遅れを生じさせることのないよう、今後もしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

岡田（晋）議員

民間事業者の意見と合わせて親しみのある誰もが利用しやすい公共施設としての位置付け、例えば剣道、柔道や弓道など武道場を近隣高校などが共に利用できるようにし、身近に感じられる警察署、そして、若い人たちが憧れ、なりたい職業として警察官が選ばれるより良い職場環境をつくるという新しい視点で、阿波吉野川警察署が一日でも早く、耐震

基準を満たした安全な地域防災拠点として建て替わることを要望して、私の委員外質疑を終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、私のほうから質問を1点させていただきたいと思います。

私ども総務委員会は、昨年11月に県内視察で機動隊を視察させていただきました。

そのときに、資機材や訓練を見させていただきまして、災害対応の備えはできておると実感したところであります。

また、この度の能登半島地震では、道路陥没や家屋倒壊など、救助作業や捜索活動が困難な中、マンパワーや機材を活用した自衛隊や機動隊は頼りになる存在とも認識させていただきました。

一方、近く南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されておりまして、現在の機動隊の場所は、堤防があるものの海の近くにあり、津波による浸水被害の心配をしました。徳島県で大震災が発生し、論田町の機動隊が機能不全に陥った場合には、一体どこが救出に当たるのかと不安にも思っております。

これらの点を踏まえて、災害対策に関して幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、南海トラフ巨大地震が発生したとき、津波などによる被害が予想されますが、現在の機動隊の隊舎や倉庫の浸水想定はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

平松警備課長

機動隊の浸水想定についてであります。

機動隊が所在いたします徳島市論田地区は、平成26年3月、県から津波災害警戒区域に指定されており、機動隊周辺の浸水想定につきましては、約3mという状況であります。

なお、機動隊舎は、東日本大震災を受けて、平成28年に庁舎の耐浪性^{ろうせい}を確保するため、外壁及び柱を補強し、非常電源や通信機器を2階に整備したほか、自家発電装置や高架水槽を屋上に移設するなど、3mの津波により浸水しても庁舎機能は維持できるよう対策を講じたところでございます。

眞貝委員長

建物につきましては、被害想定は3mには対応していることと思われそうですが、浸水によりまして、機動隊の倉庫にあるレスキュー車やエンジンカッターなどの資機材が浸水したら壊れてしまわないのかという心配もあるんです。それらに対しては何らかの対策は講じておるんですか。

平松警備課長

浸水対策についてであります。

県警察では津波対策に備えまして、機動隊57名のうち一個中隊、一つの部隊であります
が、35名につきまして徳島板野警察署を平素の勤務場所として分散配置しております。

また、装備につきましては、救命胴衣のほか潜水業務や爆発物処理等の使用頻度の高い、いわゆるふだん使用する装備品を除いた救助用具等を搭載したレスキュー車やトイレカー、油圧ショベル等の災害対策用の装備品は、徳島板野警察署の板野庁舎へ移動させ、保管しているところでございます。

地震等が発生すれば、これら機動隊の装備品に加え、各警察署に配備した災害対策用の装備資機材を活用して初期対応に当たることとしております。

眞貝委員長

私どもの近くの板野署に装備を置いていただいておりますということです。論田と板野に分かれていますということで、そここのところの関連がどうなのかと心配するところでもあるんです。

神戸や東北といろいろと大きな地震もありました。

能登半島地震では、地震での建物の崩壊、また道路の寸断によって、人命救助、それに対する捜索に遅れが生じておると報道でも出ておるところでございます。いろいろな問題点があると思いますが、県警からも今回は現地派遣をしていただいて、いろいろな現状を見て、災害対策、また救助をしていただいたと思いますが、それを踏まえまして、今後の災害対策にどう生かしていくのかをお聞きしたいと思います。

生原警備部長

能登半島地震等の発災を受けての今後の災害対策でございます。

能登半島地震ではその後の調査で4 mを超える津波の痕跡が確認されたという報道もございました。

大津波警報が発せられれば、直ちに高い場所へ避難することが重要でございます。県警察におきましても、防災関係機関や団体等と連携いたしまして、住民の避難誘導訓練を行っているところでございます。

先ほど来、委員長が御指摘の機動隊につきましては、災害時の救出救助部隊ではございますけれども、平時は県警察にとりまして、勝浦川南岸、論田、大原地区にある唯一の警察の活動拠点となっております。隊員は大津波警報が発せられれば、直ちに車載マイクで呼び掛けるなど付近住民を裏山等の高台へ避難誘導しながら自らも避難するという、人命を守るための措置を講じることとしておりまして、その後、体制を立て直し、救出救助等の警察活動に当たることとしてございます。

今回の能登半島地震では、大きな揺れによる家屋倒壊や道路損壊等の被害が多く、車両移動や被災者の捜索、救助等の活動に困難が生じたという報告を受けてございます。

そこで、改めて県警察の保有する災害救助用の装備品を見てみますと、そのほとんどが混合オイルやガソリンで稼働するものでございまして、燃料不足となった場合に、活動に支障が生じることが懸念されるところでございます。

そうしたことから、燃料補給が困難な環境下でも着実に任務遂行できるよう、充電電池で稼働する装備品であったり、太陽光で充電できる電源等の整備に取り組んでまいりたいと

考えてございます。

また、被災地へ派遣した隊員の報告によりますと、現地では災害に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪、また悪質商法事案が発生しており、住民はそうした被害に遭わないか不安を抱いていたというようなことから、事前の防犯対策、また発災後の治安維持活動にもしっかり取り組む必要があると考えてございます。

眞貝委員長

現地へ行きまして、いろんな経験、情報が入ったと思うんですが、今議会で、警察の機動隊の方が被災地へ行かれたときの宿泊に関しまして、テントでの宿泊であったと聞いております。テントを購入する予算を付けたところですが、地震の災害が起きれば、県外から来ていただいた方にこのテントを張って駐在していただくとするんですが、その場所に関しては、やはり今の論田の場所を考えておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

生原警備部長

災害時の活動拠点と場所でございますけども、まずもって、委員長の御指摘のとおり、災害時は県警察だけで対応できるものではなくて、全国から警察部隊等の応援を頂くことになります。

被災状況によるんですが、徳島県の広域防災活動計画で、例えば、あすたむらんど、板野町田園パーク、上板町のファミリースポーツ公園、県南であればまぜのおか、内妻公園等々、県内29か所の施設が、救助活動拠点候補地として指定されているところでございます。したがって、機動隊がたちまちこういった部隊の活動拠点となるということはございません。

また、これも津波による浸水がなければ、県警察の施設でありますと、運転免許センターが活動拠点となってございます。また、先ほど来、機動隊の装備品は徳島板野警察署の板野庁舎のほうに移転しておるということでございますけれども、警察署統合の際に、板野庁舎のほうは防災センターとしての位置付けとなりましたので、そちらのほうも活動拠点となるものと考えてございます。

眞貝委員長

今の場所が大津波の被害を受け、浸水すると、引き潮でこの施設に大量のごみやがれきが入るのでないか。また防潮堤みたいな塀があるので、それがまた弊害にもなるとごみやがれきがたまりやすいなど、いろいろ心配するところではあるんです。ここに関しましては、これからいろいろと考えていただかないといけない。考えるだけでなく行動にどうか、動かさなければいけない場所かなと、私は非常に懸念しているところでございます。

機動隊につきましては、機材などを分散配置するなどの対策はしていくということですが、あの場所はやはり私は心配であります。

災害現場では、建物の崩壊、道路陥没などによりがれきの山になっており、機動隊のような救出救助の専門チームの存在というのは何よりも重要であると思っております。

また、論田町の隊舎には寮があったり、倉庫には一定数の資機材も配置していると思います。これらが壊れますと、その後の救助活動に多大な影響が出ると心配しております。

能登半島地震の発生を受けまして、いよいよ機動隊の場所の移転を検討する時期に来ているのではないかと思います。機動隊の土地や建物は国有地であり、国が整備していると同っております。県警単位での検討が非常に難しいと聞いてもおりますが、国への要望などに関しましては、我々県議会も協力させていただきたいと思っておりますので、本当に早くそういう要望を行っていただきたいと思いますと思っております。

また、加えまして、機動隊へ投資するものとしては、やはり防水対策、ヘリポートとか、それからこの徳島県、非常に橋が多うございます。橋が壊れますと救出にも行けせんし、ヘリポートみたいなものがあれば、やはり人を呼ぶにも非常にスピーディーにいろいろなものが確保できるし、一人でも多く命を救えるのではないかなと思っております。そういう設備もこれから考えていただきたいと思います。

今の論田の隊舎は、近隣住民の避難施設となっておるところではありますが、ちょっと気になるのが、警察学校の裏から北側の山に行くまでのところに小さい川があるんですが、そこに橋がないと思うんです。近隣の人が避難するのに橋が必要でないのかなと感じるところでもあります。

私が行ったときに感じたことをいろいろ述べさせていただいているんですが、多分これは本当にこれから課題になるのかなと思っております。いろんな問題点があると思っております。

また、災害派遣につきましては、これまでも警備部隊や自動車警ら部隊の応援部隊を派遣していただいたところでございます。引き続き被災地に寄り添った対応をお願いしたいと思っております。いろいろな経験を生かし、徳島県における災害の備えを万全にさせていただきたいと思っております。

私が感じたところではございますが、最低限の災害においての対応はできておると思っておりますが、私は、47都道府県で一番災害対応ができておる徳島県になっていただきたいと思いますので、それを要望して終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第49号、議案第63号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

公安委員会関係の審査に当たり、松林警察本部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の警察行政に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

松林警察本部長

今年度、最後の総務委員会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

眞貝委員長、平山副委員長をはじめ委員の皆様方には、委員会審議を通じ、警察行政各般にわたり御指導を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

御指導、御提言いただきました事項につきましては、警察行政に反映できるよう努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、引き続き、御指導、御鞭撻^{ごべんたつ}を賜りますよう、お願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

眞貝委員長

議事の都合により、休憩いたします。（11時44分）